

保健所運営基本計画 新旧対照表（案）【第2章】

旧	新
<p>第2章 各論</p> <p>第1節 安全・安心な暮らしのために</p> <p>施策1 市民が身近に感じる保健所を目指して</p> <p>1 背景</p> <p>◆保健所に期待されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所には保健・医療の専門技術を有する職員が配置されており、様々な公衆衛生に関する疫学統計や知見の蓄積があり、その効果的な利活用が求められています。 ・地域保健法第6条では、地域保健に関する思想の普及・向上等の他14項目の事業が位置づけられています。特に第7条では、地域保健対策が地域の特性に応じて展開されるとともに、地域のニーズを的確に把握し、その地域に必要な保健事業を行うこととされています。市民が「安全・安心」に暮らすことができ、また、積極的に健康づくりに取り組むために、有用な情報をわかりやすく発信していくことが必要です。さらに調査・研究を行い、市民の命を守るための施策に反映させていく保健所の企画調整機能も求められています。 ・また、新型インフルエンザ流行時にみられたように、情報が氾濫し市民の健康不安が増大した際には、生活に身近な情報発信拠点として、様々な相談に対応することが、保健所の重要な役割として期待されるようになりました。 ・平成22年4月には、ウェルネス柏へ移転し、今後、市民が安心して暮らしていくために、一層、身近でわかりやすい保健所として市民にお知らせしていくことが必要です。 	<p>第2章 各論</p> <p>第1節 安全・安心な暮らしのために</p> <p>施策1 市民が身近に感じる保健所を目指して</p> <p>1 背景</p> <p>◆保健所に期待されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所には保健・医療の専門技術を有する職員が配置されており、様々な公衆衛生に関する疫学統計や知見の蓄積があり、その効果的な活用が求められています。 ・地域保健法第6条では、地域保健に関する思想の普及・向上等、<u>14項目の事業が位置づけられています。また、</u>第7条では、地域保健対策が地域の特性に応じて展開されるとともに、地域のニーズを的確に把握し、その地域に必要な保健事業を行うこととされています。市民が「安全・安心」に暮らすことができ、<u>かつ、</u>積極的に健康づくりに取り組むために、有用な情報をわかりやすく発信していくことが必要です。さらに調査・研究を行い、市民の命を守るための施策に反映させていく保健所の企画調整機能も求められています。 ・新型インフルエンザ流行時や<u>福島第一原子力発電所の事故時</u>にみられたように、情報が氾濫し市民の健康不安が増大した際には、生活に身近な情報発信拠点として、様々な相談対応など、<u>市民との双方向のコミュニケーション形成</u>が、保健所の重要な役割として期待されるようになりました。 ・平成22年4月には、ウェルネス柏へ移転し、今後、市民が安心して暮らしていくために、一層、身近でわかりやすい保健所として市民にお知らせしていくことが必要です。
<p>2 課題の整理と方向性</p> <p>(1) 保健所の企画調整機能の強化</p> <p>保健所は人口動態統計等の厚生統計をはじめ、様々な保健・医療・疫学情報の蓄積とともに、市の統計に関すること、介護・福祉、保険・年金など、市民生活の全体像を統計的・客観的に把握することが可能です。このことから保健所は健康危機予測はもとより、生活習慣病予防対策や健康増進などのポピュレーション施策を効果的に推し進めることができる環境にあると言えます。今後、ますます市民に期待される保健所になるよう、有用な情報を公開するとともに、施策につながる調査・研究・企画調整機能を強化していく必要があります。</p> <p>(2) 保健所からの定期情報の発信と効果的な啓発、情報提供手段の開発</p> <p>広報「かしわ」（毎月1日号）健康ガイド欄には、保健所の定例事業・相談を掲載しているほか、健康ルーム欄（図2-1 平成22年広報 かしわ 9月15日号）では、疾病予防等の啓発キャンペーンの時期に併せて特集を組んでおります。また、平成21年度から毎月15日号に、「われら健康応援団」の欄を設け、保健所業務に関連するコラムを定期掲載しています。さらに、柏市シティネットのホームページからは、詳細な保健所業務紹介のページへ入ることができます。</p> <p>これらの広報誌紙面やインターネットの活用は増えてきていますが、保健所がより幅広く市民に効果的な情報提供ができているか、必要な人に必要な内容や量の情報が届いているかなどの検証がされていませ</p>	<p>2 課題の整理と方向性</p> <p>(1) 保健所の企画調整機能の強化 (略)</p> <p>(2) 保健所からの<u>定期的な情報</u>発信と効果的な啓発、情報提供手段の開発</p> <p>広報「かしわ」（毎月1日号）健康ガイド欄には、保健所の定例事業・相談を掲載しているほか、<u>市の公式ホームページサイトトップページからは、専用の保健所業務のコンテンツへ入ることができます。さらに、平成23年度から「保健所だより」の発行を、平成25年度からはツイッターによる配信を開始し、より多くの方に情報を提供できるようになりました。今後は、必要な人に必要な情報が届くよう、情報媒体の特長や関係団体とのネットワークを生かして、より効果的な情報発信をしていくことが必要です。</u></p>

<p>ん。このような保健所が行う啓発や情報提供について集約し、新たな情報媒体の開発はもちろんのこと、保健所が実施する事業目的に応じて、関係団体とのネットワークの実績を生かした、効果的な啓発や情報提供手段のシステムを構築していくことが必要です。</p> <p>(3) 市民との協働による啓発活動の展開</p> <p>現在、食品衛生、動物愛護、母子保健、たばこ対策、感染症予防、健康づくり、精神保健、薬物乱用防止等の各分野においては、フォーラムやキャンペーンを毎年開催しています。今後の財政状況等を踏まえ、市民行事や民間と協働による同時開催など、相乗効果を狙った効果的な展開などの工夫も必要になると考えられます。</p>	<p>(3) 市民との協働による啓発活動の展開</p> <p>(略)</p>
<p>3 具体的な方策</p> <p>◆ 保健所の広報活動の検証と効果的な情報を発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所の広報・啓発活動を総合的に評価検証し、ホームページや庁内アンケートを活用した、評価するしくみを確立します。効果的な情報提供のあり方、例えば定例的な講演会やキャンペーンなどの啓発活動は、費用対効果を検証しつつ、市行事や多様な主体等と同時開催するなど効率的に行います。 【活動指標：平成23年度に調査・研究を行い、平成24年度までに実施します。】 平常時から、一目で保健所と分かる広報の掲載紙面の充実と継続掲載をしていきます。 【活動指標：平成24年度までに実施します。】 子どもから大人まで、わかりやすいホームページを作成します。 保健所の行事カレンダーや年報などの統計情報、保健所職員の働いている様子等を掲載します。また、メールマガジン（定期及び臨時に送信）などを検討します。 【活動指標：平成24年度までに実施します。】 楽しみながら「健康・安全・安心」を学ぶことができる「保健所だより」（仮称）を発行します。 【活動指標：予算などを見極め年1回発行します。】 保健所の仕事や専門職の紹介を通じて「健康」・「子育て」・「感染症予防」・「食品安全」・「動物愛護」等を学んでもらう講座を開催します。 【活動指標：平成24年度までに実施します。】 	<p>3 具体的な方策</p> <p>◆ 保健所の広報活動の検証と効果的な情報を発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健所の広報・啓発活動を総合的に評価検証し、ホームページや庁内アンケートを活用した、評価を実施します。効果的な情報提供のあり方、例えば定例的な講演会やキャンペーンなどの啓発活動は、費用対効果を検証しつつ、市行事や多様な主体等と同時開催するなど効率的に行います。 【活動指標：毎年度末実施します。】 <u>様々な媒体を活用して、情報提供します。</u> <u>保健所の統計情報や事業等を掲載します。また、市公式配信メール「いくくるメール」やツイッターを活用し、ホームページへの反映を図ります。</u> 【活動指標：随時実施します。】 楽しみながら「健康・安全・安心」を学ぶことができる「<u>保健所だより</u>」を発行します。 【活動指標：年4回程度発行します。】 保健所事業を通じて「健康」・「子育て」・「感染症予防」・「食品安全」・「動物愛護」等を学んでもらう講座の開催や啓発事業を実施します。 【活動指標：随時実施します。】 <u>民間団体の広報活動と連携した啓発活動を実施します。</u> 【活動指標：随時実施します。】
<p>4 関連事業及び対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生統計等情報収集・整理・活用業務、薬事（薬物乱用防止対策等）【総務企画課】 結核予防事業、感染症予防事業、エイズ予防事業、肝炎ウイルス検査、特定疾患対策事業、精神保健福祉事業【保健予防課】 環境衛生事業、狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業、食品衛生事業【生活衛生課】 健康増進事業（たばこ対策含）、栄養改善事業、母子保健事業、予防接種、歯科保健事業、保健栄養事業及び栄養相談、思春期保健、難病対策、柏市民健康づくり推進員活動 【地域健康づくり課】 成人保健事業、がん検診、健康づくり相談【成人健診課】 臨床検査及び細菌検査事業、食品衛生検査事業【衛生検査課】 など 	<p>4 関連事業及び対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> 衛生統計等情報収集・整理・活用業務、薬事（薬物乱用防止対策等）【総務企画課】 結核予防事業、感染症予防事業、エイズ予防事業、肝炎ウイルス検査、特定疾患対策事業、精神保健福祉事業【保健予防課】 環境衛生事業、狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業、食品衛生事業、<u>食鳥処理事業</u>【生活衛生課】 <u>健康増進事業</u>、栄養改善事業、母子保健事業、歯科保健事業、予防接種、保健栄養事業及び栄養相談、思春期保健、難病対策、柏市民健康づくり推進員活動【地域健康づくり課】 <u>各種がん検診</u>、<u>成人健診の普及啓発</u>【成人健診課】 臨床検査及び細菌検査事業、食品衛生検査事業、<u>環境衛生検査事業</u>【衛生検査課】 など

<p>図 1-1 平成 22 年広報 かしわ 9 月 15 日号</p>	<p><u>(図 1-1 柏市保健所だより 第 9 号 平成 25 年 11 月 1 日発行)</u></p>
<p>施策 2 健康危機管理機能の強化と体制整備</p> <p>1 背景</p> <p>◆保健所は健康危機管理の拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 12 年に改正された地域保健法では、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」に「地域における健康危機管理体制の確保」として、地方公共団体の健康危機管理体制の構築及び健康危機発生時における具体的な手引き書の整備、訓練、人材の育成、必要な機器及び人材の整備等を行う必要性が示されています。 また、多発する健康危機を背景に、平成 13 年 3 月に策定された厚生労働省の「～地域健康危機管理ガイドライン～」では、地域における保健医療関係の行政機関である保健所に期待される役割として、次の事項が掲げられています。 <ul style="list-style-type: none"> ①平常時における監視業務等を通じて健康危機の発生を未然に防止すること。 ②所管区域全体で健康危機管理を総合的に行うシステムを構築すること。 ③健康危機発生時にはその規模を把握し、地域に存在する保健医療資源を調整して、関連機関を有機的に機能させること。 さらに、平成 17 年の地域保健対策検討会中間報告においては、図 1-2 のとおり保健所を中心とした健康危機管理体制の構築及び取り組むべき健康危機管理の 1 2 分野が示されています。 <p>図 1-2 保健所における健康危機管理の対象分野</p>	<p>施策 2 健康危機管理機能の強化と体制整備</p> <p>1 背景</p> <p>◆保健所は健康危機管理の拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年の地域保健対策検討会中間報告においては、保健所を中心とした健康危機管理体制の構築及び取り組むべき健康危機管理の 1 2 分野が示されています。<u>(図 1-2)</u> <p><u>(追加)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>平成 20 年度、柏市が中核市となり狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律を所管することに伴い、犬・猫等の保護収容施設を設置する必要が生じました。これまでは県の施設を借用していましたが、平成 26 年度以降は、柏市としての独自の施設を設置し、動物愛護、適正飼養の普及への貢献が求められています。</u>
<p>2 課題の整理と方向性</p> <p>(1) 市における健康危機管理の位置付け</p> <p>市では、柏市地域防災計画（平成 18 年修正）、柏市国民保護計画（平成 19 年策定）、危機管理基本計画（平成 21 年策定）において、市民の生命を守り、「安全・安心」に暮らしていくための体制を整備しています。特に危機管理計画に位置付けられている健康危機管理分野は、保健所が中心となる業務です。</p> <p>今後はさらに、この 2 年間の取り組みと教訓を生かした保健所としての健康危機管理の連携・体制強化が求められています。</p> <p>(2) 職員一人ひとりの危機管理意識の向上と情報の把握（図 1-3）</p>	<p>2 課題の整理と方向性</p> <p>(1) 市における健康危機管理の位置付け</p> <p>市では、柏市地域防災計画 <u>(平成 25 年修正)</u>、柏市国民保護計画（平成 19 年策定）、危機管理基本計画（平成 21 年策定）において、市民の生命を守り、「安全・安心」に暮らしていくための体制を整備しています。特に危機管理計画に位置付けられている健康危機管理分野は、保健所が中心となる業務です。</p> <p>今後は更に、<u>これまでの</u>取り組みと教訓を生かし、保健所としての健康危機管理の連携・体制強化が求められています。</p> <p>(2) 職員一人ひとりの危機管理意識の向上と情報の把握（図 1-3）</p>

市では、平成20年4月の保健所設置に併せて健康危機管理要領を作成し、食品事案や新型インフルエンザ等に対応してきました。これらの経験を踏まえ、適切な情報を迅速に把握することが、早期に対策の手立てをすることにつながり、市民の不安軽減や被害の拡大防止につながることの重要性を再認識しているところです。まず職員一人ひとりがあらゆる経路からの健康危機情報を把握し、察知する能力をより高める必要があります。

(3) 専門的判断能力の向上

把握された健康危機事案の情報からその規模と緊急性を判断するためには、担当する各専門職の知識・経験に基づいた予測・判断の能力が求められます。また、事案に応じて、専門家や専門機関への相談能力や関係機関との調整力も求められます。

(4) 健康危機管理体制の整備

2年間の事案の教訓から、健康危機管理体制を整備するにあたっては、市職員が健康危機情報を共有すること（組織内における情報の周知と伝達システムの確立－何がおこったか、原因、時間、場所被害状況等の把握）が大前提となります。その後、関係者や関係組織など、それぞれの専門性からの見解を求め、効果的な被害拡大防止のための最善策が実行されるよう、迅速かつ実効性のある意思決定のシステムと組織体制、行動計画が必要です。

(5) 監視業務の強化（表1-1）

感染症・生活衛生（食品、動物、食鳥、環境衛生）・医療安全等の健康危機管理については、平常時から監視業務が大変重要です。

最近では感染症、食中毒、院内感染などで、これまでになかった事例が発生しており、これらの事例に対処するためには、監視業務の強化とコンプライアンス^{注1}の重視はもちろんのこと、実態に応じたきめ細やかな対応とその指導技術の向上が重要です。

(6) リスクコミュニケーション^{注2}

昨年度の新型インフルエンザ流行時には、突然の事態に情報が錯綜し、国民が一時パニック状態に陥る現象もみられました。いざという時の被害の発生・拡大だけではなく、市民の不安の増大を最小限に食い止めていくために、日ごろから行政・医療・福祉関係者はもとより、市民の協力と参加は不可欠です。平常時から「健康・安心・安全」についての予防情報を常に発信し、市民からの意見や声を聴き、啓発活動への参加も得られる協働の地域づくりが求められています。

(7) 緊急時における情報提供のあり方

緊急時における情報提供については、柏市危機管理基本計画に基づき実施してきましたが、今後は市民生活の場に近い保健所として、市民の意見や参加を得ながら、活用可能な情報提供の手段やネットワークを開発していく必要があります。また、特に健康危機事案では、人権への配慮はもちろんのこと、市民への健康不安を増大させず、誰もが健康危機事案に適切な行動をとるための情報提供であること、また、それに答える相談体制の整備、情報弱者へ情報提供手段のあり方などを緊急体制レベル別に応じて関係者と議論をしておく必要があります。

(8) マニュアルの整備と定期的訓練の実施

健康危機発生時の職員や関係者の連絡・連携・初動対応等、あらゆる事態を想定したマニュアルを整備するとともに、健康危機に即応できる心構えと必要備品類の取り扱いに熟達するための訓練を定期的に実

市では、平成20年4月の保健所設置に併せて健康危機管理要領を作成し、食品事案や新型インフルエンザ等に対応してきました。また、平成23年3月の東日本大震災に伴い、放射線対策等、様々な対応をしてきているところです。そして、これらの経験を踏まえ、適切な情報を迅速に把握することが、早期に対策の手立てをすることにつながり、市民の不安軽減や被害の拡大防止につながることの重要性を再認識しているところです。まず職員一人ひとりがあらゆる経路からの健康危機情報を把握し、察知する能力をより高める必要があります。

(3) 専門的判断能力の向上

(略)

(4) 健康危機管理体制の整備

これまでの事案の教訓から、健康危機管理体制を整備するにあたっては、市職員が健康危機情報を共有すること（組織内における情報の周知と伝達システムの確立－何がおこったか、原因、時間、場所、被害状況等の把握）が大前提となります。その後、関係者や関係組織など、それぞれの専門性からの見解を求め、効果的な被害拡大防止のための最善策が実行されるよう、迅速かつ実効性のある意思決定のシステムと組織体制、行動計画が必要です。

(5) 監視業務の強化（表1-1）

(略)

(6) リスクコミュニケーション^{注2}

平成21年度の新型インフルエンザ流行や、平成23年3月の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の流出に関しては、柏市民にも、情報の不足等により大きな不安が生じました。いざという時の被害の発生・拡大だけではなく、市民の不安の増大を最小限に食い止めていくために、日ごろから行政・医療・福祉関係者はもとより、市民の協力と参加は不可欠です。平常時から「健康・安心・安全」についての予防情報を常に発信するとともに、市民との双方向のコミュニケーションを形成し、市民からの意見や声を聴き、啓発活動への参加も得られる協働の地域づくりが求められています。

(7) 緊急時における情報提供のあり方

(略)

(8) マニュアルの整備と定期的訓練の実施

(略)

施していくことが必要です。

(9) 緊急事態レベル別の事業継続計画（BCP注3）の検証

緊急事態レベル別に合った業務遂行の優先順位とその手順を定め、日常業務の停滞を最小限に抑えるために事業継続計画（BCP）を策定・検証しておくことが必要です。特に、地区医師会や病院との連携で実施している業務においては、医療関係者が不足することも予想されることから、限られた人的資源を最大限に生かすため、事態を想定した協議をしておくことが必要です。

(10) 検査体制の充実

健康危機発生当初は原因物質が不明な場合が多く、適切な初動対応と事案解決のためには原因物質の特定は重要な鍵となります。健康危機をもたらす物質や病原菌などは多岐にわたるため、今後とも検査体制の充実が必要です。

(9) 緊急事態レベル別の事業継続計画（BCP注3）の検証
(略)

(10) 検査体制の充実

健康危機発生当初は原因が不明な場合が多く、適切な初動対応と事案解決のためには原因の特定は重要な鍵となります。健康危機をもたらす物質や病原体は多岐にわたるため、今後とも検査体制の充実が必要です。

(11) 動物愛護センターの整備

保健所では、毎年多くの犬や猫が収容されており、やむを得ず殺処分される動物も少なくありません。動物の保護収容、譲渡の拠点施設を整備し、動物の返還・譲渡率を向上させ、殺処分頭数を減少させることが求められています。

表 1 - 1 柏市保健所監視業務対象施設等一覧

対象施設等	監視業務名	担当課	
病院	医療機関立入検査	総務企画課	
薬局 毒劇物販売業	薬事監視		
感染症	感染症サーベイランス	保健予防課	
環境衛生関係営業施設	理容所	環境衛生関係営業施設立入検査	生活衛生課
	美容所		
	クリーニング所		
	旅館業		
	公衆浴場		
興行場			
生関係 環境衛生	化製場等清掃強調期間実施要領に基づく立入検査		

表 1 - 1 柏市保健所監視業務対象施設等一覧

対象施設等	監視業務名	担当課	
病院	医療機関立入検査	総務企画課	
一般診療所			
歯科診療所			
助産所			
施術所			
薬局	薬事・毒物劇物監視	総務企画課	
医薬品販売業			
高度管理医療機器等販売業（賃貸業）			
毒物劇物販売業			
毒物劇物業務上取扱者			
環境衛生関係営業施設	理容所	環境衛生関係営業施設立入検査	生活衛生課
	美容所		
	クリーニング所		
	旅館業		
	公衆浴場		
興行場			
係施設 環境衛生	化製場等	化製場等に関する法律に基づく立入検査	生活衛生課
	水道施設	水道施設立入検査	

3 具体的な方策

◆ 保健所が一体となって健康危機管理能力の向上に取り組みます。

(1) 健康危機に対応できる職員の育成

ア 職場内研修の実施

健康危機の被害拡大防止には、把握した健康危機情報からその規模や緊急性を的確に判断するとともに、今後の事態の推移を予測する能力や、事態の規模に応じた関係機関との調整力を高める必要があります。それらの知識・技術の習得はもちろん、経験から得られるものも大きいため、過去の健康危機発生事例を活用した事例検討や、シミュレーションを主体とした職場内研修を、全職員を対象に定期的実施していきます。

【活動指標：平成23年度2回、平成24年度から年3回以上実施します。】

イ 外部研修への派遣

定期的な職場内研修の次のステップとして、中堅以上の専門職を対象に国立保健医療科学院や国立感染症研究所などの研修に参加していきます。また事務職員にも自治体職員を対象とした危機管理研修などに積極的に参加していきます。

【活動指標：予算を見極め、平成24年度から実施します。】

(2) 健康危機管理体制の整備

健康危機管理を適切に実施するために、保健所の対応方針、意思決定のシステムを定めた健康危機管理指針と、各職員の行動規範と初動対応を定めた健康危機管理計画を策定します。また、各担当レベルにおいては、健康危機に関連した業務のマニュアル及び業務継続計画を整備していきます。

これら指針と計画は適宜見直しを行い、監視業務のさなる強化と検査体制の充実、さらに、新たに発生した健康危機への対応方針等の追加や法令の改正、保健所や市役所の組織変更など、現状にあわせた修正を遅滞なく行っていきます。

【活動指標：各種マニュアルは平成23年度中に整備します。】

(3) 健康危機情報の発信

ア 保健所だより（仮称）

健康危機管理において被害拡大防止の次に重視すべき点は、市民への適切な情報提供です。市民へ感染症等の情報提供を適切に行うことにより健康危機の発生防止が期待できます。また発生時においては市民へのコミュニケーションを適切に行うことにより、被害の拡大防止と不安解消につなげることができます。

平常時における情報提供の手段として、保健所だよりを配布します。この保健所だよりは食中毒、感染症等の予防に関する情報と、健康危機に関する基本的な情報を掲載することで、健康危機発生時の市民の不安解消に役立つものとする予定です。

【活動指標：予算などを見極め発行します。】

3 具体的な方策

◆ 保健所が一体となって健康危機管理能力の向上に取り組みます。

(1) 健康危機に対応できる職員の育成

ア 職場内研修の実施

健康危機の被害拡大防止には、把握した健康危機情報からその規模や緊急性を的確に判断するとともに、今後の事態の推移を予測する能力や、事態の規模に応じた関係機関との調整力を高める必要があります。それらの知識・技術の習得や災害時の活動マニュアルの周知はもちろん、経験から得られるものも大きいため、過去の健康危機発生事例を活用した事例検討や、シミュレーションを主体とした職場内研修を、全職員を対象に定期的実施していきます。

【活動指標：年3回以上実施します。】

イ 外部研修への派遣

円滑な保健所業務の運営を進めるため、専門職に求められる知識や技術の習得及び最新の知見の習得を目的として、国立保健医療科学院や国立感染症研究所などの研修に参加していきます。また事務職員にも自治体職員を対象とした危機管理研修などに積極的に参加していきます。

【活動指標：予算などを見極め、実施します。】

(2) 健康危機管理体制の整備

健康危機管理を適切に実施するために、保健所の対応方針、意思決定のシステムを定めた健康危機管理指針と、各職員の行動規範と初動対応を定めた健康危機管理計画を職員へ周知し、有事の際に迅速に行動できるようにします。また、新型インフルエンザ等対策として行動計画を策定します。各担当レベルにおいては、健康危機に関連した業務のマニュアル及び業務継続計画を整備していきます。

これら指針と計画は適宜見直しを行うとともに、監視業務の更なる強化と検査体制の充実を旨とし、確実な検査手技の徹底と専門的な知識を有する人員の確保を図るとともに、定期的な立入検査業務を実施していきます。更に、新たに発生した健康危機への対応方針等の追加や法令の改正、保健所や市役所の組織変更など、現状にあわせた修正を遅滞なく行っていきます。

【活動指標：新型インフルエンザ等行動計画は平成25年度中に整備します。その他のマニュアル等は随時、追加・更新します。】

(3) 健康危機情報の発信

ア 市民への情報発信体制の活用

健康危機管理において被害拡大防止の次に重視すべき点は、市民への適切な情報提供です。市民へ感染症等の情報提供を適切に行うことにより健康危機の発生防止が期待できます。また発生時においては市民とのコミュニケーションを適切に行うことにより、被害の拡大防止と不安解消につなげることができます。

まず、平常時における情報提供の手段として、保健所だよりを発行します。この保健所だよりは食中毒、感染症等の予防に関する情報と、健康危機に関する基本的な情報を掲載することで、健康危機発生時の市民の不安解消に役立っていきます。

また、平常時並びに緊急時の情報提供の手段として、柏市ホームページや市公式メール配信「いくくるメール」、ツイッター等様々な媒体を活用します。（再掲）

【活動指標：保健所だよりは年4回程度の発行、その他の電子媒体等の手段については随時更新・活用します。】

イ 市役所各部署と横断的取り組み

健康危機発生時には、その事象を最初に察知するのは保健所のみならず、柏市の各部署でも健康危機を最初に察知する可能性があります。

柏市における健康危機管理は、柏市危機管理計画の中に位置づけられており、危機が大規模となった場合には市長を本部長とする危機管理対策本部を設置することから、柏市防災安全課とは平常時から連携と情報共有の体制を築いていきます。

【活動指標：平成23年度市役所各部署を対象に健康危機管理に関する説明会を実施。平成24年度情報伝達訓練を実施します。】

(4) 状況に応じた訓練の実施

健康危機発生時の対応を円滑に行うための訓練を適宜実施します。特に原因不明健康危機の訓練が重要であり、その初動対応訓練と情報伝達訓練を定期的実施していきます。

また、新型インフルエンザについては、発熱外来の設置運営訓練を実施します。この訓練の参加者から反省点や改善意見を集約し、発熱外来運営計画の改善を図ります。

【活動指標：初動対応訓練は平成24年度から年1回、情報伝達訓練は平成23年度から年1回、発熱外来訓練は平成23年度から年1回実施します。】

イ 市役所各部署と横断的取り組み

健康危機発生時には、その事象を最初に察知するのは保健所のみならず、柏市の各部署でも健康危機を最初に察知する可能性があります。

柏市における健康危機管理は、柏市危機管理計画の中に位置づけられており、危機が大規模となった場合には市長を本部長とする危機管理対策本部を設置することから、健康危機管理訓練の実施などをとおして、柏市防災安全課とは平常時から連携と情報共有の体制を築いていきます。

また、保健所からも職員向けに全庁掲示板を活用し、周知を行っていきます。

【活動指標：市役所関係部署と健康危機管理に関する訓練と情報伝達訓練を年1回以上実施します。】

ウ 市民との双方向によるコミュニケーション体制の構築

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による放射線による健康影響、特に低線量被ばく
の健康影響については、テレビやインターネット等の様々な情報媒体を介し、情報が氾濫するな
ど、市民に対し、大きな不安を抱かせました。

このため環境省では「原子力被災者等の健康不安対策に関するアクションプラン」を通じ、統一
見解に基づく情報の一元化を図り、効果的で効率的かつ、適正な情報発信や双方向のコミュニケ
ーション、人材育成等の必要性があげられています。

正しい情報をわかりやすく伝えるためにも、市民との信頼関係構築によるリスクコミュニケーシ
ョンが必要となります。リスクコミュニケーション体制を整備するため、適切な情報提供、人材育
成研修等を実施します。

【活動指標：随時実施します。】

(4) 状況に応じた訓練の実施

健康危機発生時の対応を円滑に行うための訓練を適宜実施します。特に新型インフルエンザや原因不明健康危機等の発生に対する訓練が重要であり、その初動対応訓練と情報伝達訓練を定期的実施するとともに、参加者からの意見をマニュアル等の改善に役立てていきます。

【活動指標：初動対応訓練、情報伝達訓練をそれぞれ年1回実施します。】

(5) 動物愛護と適正飼養の推進

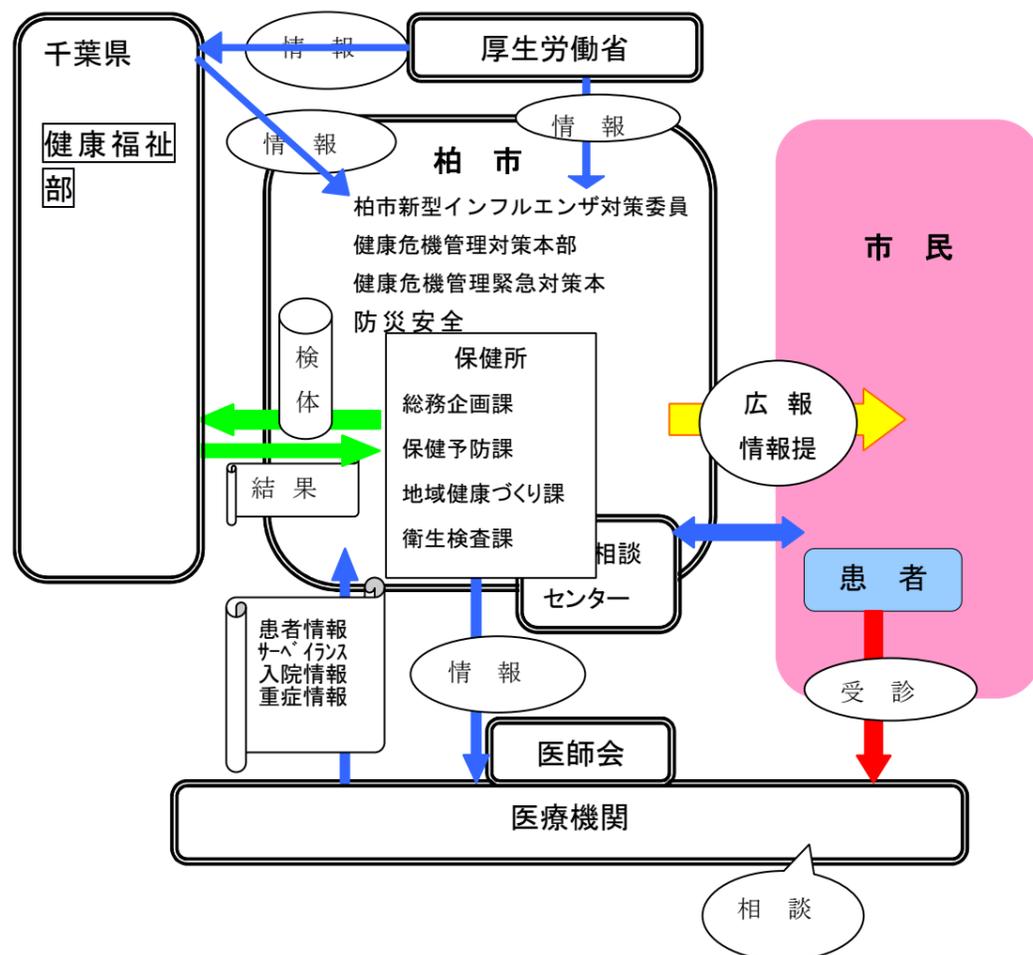
動物による危害防止や市民への動物愛護思想の普及啓発を目的とし、動物に関する各種教室の開催
や、ふれあい体験など、動物愛護事業を総合的に推進します。また、飼い主不明犬及び負傷動物の保護
収容・治療などの業務を行い、犬・猫の飼い主への返還もしくは新たな飼い主さがしを推進します。

【活動指標：動物愛護フェスティバルを年1回、各種教室・ふれあい体験などをそれぞれ年1回以上実施します。】

4 関連事業及び対策

- ・衛生統計等情報収集・整理・活用業務，薬事，医務【総務企画課】
- ・結核予防事業，感染症予防事業，エイズ予防事業，肝炎ウイルス検査，特定疾患対策事業，精神保健福祉事業【保健予防課】
- ・環境衛生事業，狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業，食品衛生事業，食鳥検査事業【生活衛生課】
- ・健康増進事業，栄養改善事業，母子保健事業，予防接種，歯科保健事業，保健栄養事業及び栄養相談，思春期保健，難病対策，柏市民健康づくり推進員活動【地域健康づくり課】
- ・成人保健事業，健康づくり相談【成人健診課】
- ・臨床検査及び細菌検査事業，食品衛生検査事業【衛生検査課】

図1-3 事例別連携関係図
(新型インフルエンザの事例)



4 関連事業及び対策

- ・結核予防事業，感染症予防事業，エイズ・性感染症予防事業，特定感染症検査等実施要綱に基づく肝炎ウイルス検査事業，特定疾患治療研究事業，療育医療給付事業，精神保健福祉事業【保健予防課】
- ・結核予防事業，感染症予防事業，エイズ予防事業，肝炎ウイルス検査，特定疾患対策事業，精神保健福祉事業【保健予防課】
- ・環境衛生事業，狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業，食品衛生事業，食鳥検査事業【生活衛生課】
- ・健康増進事業，栄養改善事業，母子保健事業，予防接種，歯科保健事業，保健栄養事業及び栄養相談，思春期保健，難病対策，柏市民健康づくり推進員活動【地域健康づくり課】
- ・臨床検査及び細菌検査事業，食品衛生検査事業，環境衛生検査事業【衛生検査課】 など

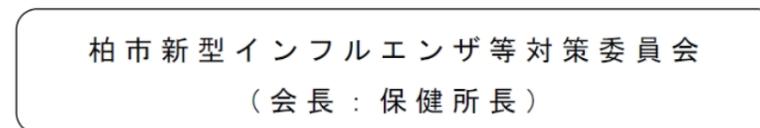
図1-3 事例別連携関係図

(新型インフルエンザ等の事例)

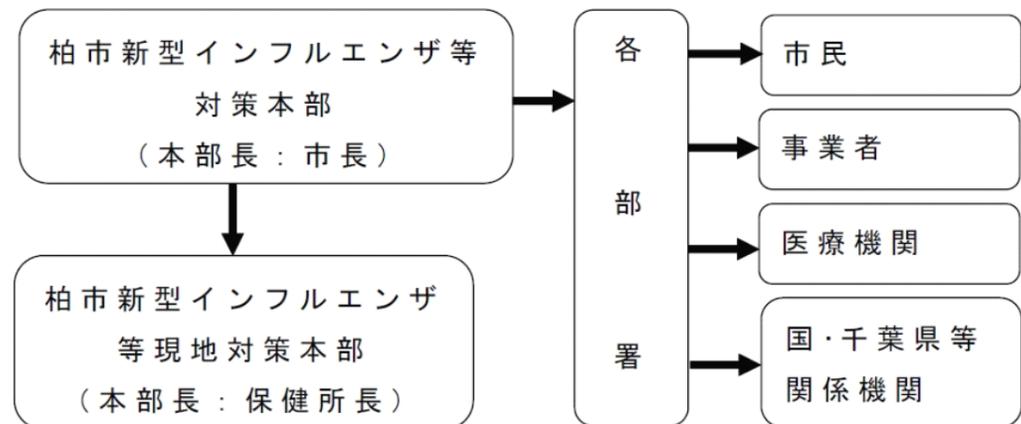
柏市新型インフルエンザ等危機管理体制

◇ 柏市新型インフルエンザ等危機管理体制

【常時】



【国内発生早期以降】



第2節 健やかで活力ある暮らしのために

施策1 市民一人ひとりが積極的な健康づくりに取り組めるために

1 背景

◆求められる健康づくり施策の効果と評価

- ・低迷する経済状況と少子高齢社会の進行による市民の健康課題は多様に変化し、がん・循環器疾患等の生活習慣病による医療費負担の増大、一人暮らし世帯や要介護者の増加、児童虐待、自殺問題等による将来への健康不安も高まってきています。
- ・わが国においては、がん、脳血管疾患、糖尿病を原因とする死亡者数の割合が全体の約6割、医療費としても国民医療費の全体の約3割を占めています。
- ・平成17年12月に取りまとめられた医療制度改革大綱の中で、生活習慣病の予防は国民の健康確保の上で重要であるのみならず、治療に要する医療費の減少に資することとされ、生活習慣病対策の推進が重要な要素になっています。その具体的な取り組みとして行われている特定健診・保健指導においては、実施率や保健指導対象者及び終了者の伸び悩みなど、効果的な実施のあり方が課題になっています。
- ・平成19年度に策定された「新健康フロンティア戦略～健康国家への挑戦～」及び「新健康フロンティア戦略アクションプラン」では、今後国民が自ら取り組んでいくべき9つの分野（子どもの健康力・女性の健康力・メタボリックシンドローム克服力・がん克服力・こころの健康力など）と指標が示されており、その進捗が注視されています。
- ・さらに、平成20年には、「すこやか生活習慣国民運動」も示され、「健康日本21注）4」の目標達成に向けた効果的な展開のため、「運動・食事・禁煙」に重点分野を設定し、産業界など社会全体を巻き込んだ運動の取り組みも始まっています。
- ・平成24年度を運動の終期としている「健康日本21注）」については、平成25年から新たな国民健康づくり運動が始まることが予想されるため、地方自治体でも23、24年度中に評価検証及び方向性など考え方を固めておく必要があります。

・今後、市においては、明確な目標のもと、保険者、事業者、行政の衛生部門及び民生部門との連携により、医療費抑制策に反映できるポピュレーションアプローチ注）5手法の開発、ハイリスクアプローチ

第2節 健やかで活力ある暮らしのために

施策1 市民一人ひとりが積極的な健康づくりに取り組めるために

1 背景

◆求められる健康づくり施策の効果と評価

- ・低迷する経済状況と少子高齢社会の進行による市民の健康課題は多様に変化し、がん・循環器疾患等の生活習慣病による医療費負担の増大、一人暮らし世帯や要介護者の増加、児童虐待、自殺問題等による将来への健康不安も高まってきています。
- ・がんが我が国の死亡原因の第一位である状況を踏まえ、国はがん対策基本法を平成19年4月に施行しました。同年6月にはがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策推進に関する基本的な方向について定め、都道府県がん対策推進計画の基本となる「がん対策推進基本計画」が策定されました。本計画は平成24年度から平成28年度までの5ヵ年を新たな計画期間とする新計画となっています。
- ・わが国においては、がん、脳血管疾患、糖尿病を原因とする死亡者数の割合が全体の約6割、医療費としても国民医療費全体の約3割を占めています。
- ・平成17年12月に取りまとめられた医療制度改革大綱の中で、生活習慣病の予防は国民の健康確保の上で重要であるのみならず、治療に要する医療費の減少に資することとされ、生活習慣病対策の推進が重要な要素になっています。その具体的な取り組みとして行われている特定健診・保健指導においては、実施率や保健指導対象者及び終了者の伸び悩みなど、効果的な実施のあり方が課題になっています。
- ・平成19年度に策定された「新健康フロンティア戦略～健康国家への挑戦～」及び「新健康フロンティア戦略アクションプラン」では、今後国民が自ら取り組んでいくべき9つの分野（子どもの健康力・女性の健康力・メタボリックシンドローム克服力・がん克服力・こころの健康力など）と指標が示されており、その進捗が注視されています。
- ・平成20年には、「すこやか生活習慣国民運動」も示され、「健康日本21注）4」の目標達成に向けた効果的な展開のため、「運動・食事・禁煙」に重点分野を設定し、産業界など社会全体を巻き込んだ運動の取り組みが行われています。
- ・平成25年からは、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を基本的な方向とした、「第4次国民健康づくり対策」として「健康日本21（第2次）」が始まります。
- ・上記③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上では、生活習慣病を予防すると共に、社会生活を営むためには、心身の健康とともにこころの健康が重要となっています。すべての世代の健やかな心を支える社会づくりを目指すために、ストレス対策、こころの病気予防、自殺予防への対策が求められています。
- ・今後、市においては、明確な目標のもと、保険者、事業者、行政の衛生部門及び民生部門との連携により、医療費抑制策に反映できるポピュレーションアプローチ注）5手法の開発、ハイリスクアプローチ注）6の効果的な展開と地域性重視の健康づくり施策の展開が求められています。

<p>注)6の効果的な展開と地域性重視の健康づくり施策の展開が求められています。</p> <p>(第3回すこやか生活習慣国民運動実行委員会報告書より抜粋)</p> <p>◆社会的な重要課題となっている親子の健康づくり</p> <p>2001年(平成13年)から10ヵ年の計画で実施されている母子保健の国民健康づくり運動である「健やか親子21注)7」は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と時期をあわせるため、2014年(平成26年)までの計画に延長されることになっています。2回目の中間評価では1回目同様に、多くの指標で改善が認められていますが、課題も残っており、特に今後重点的に推進する項目として、子どもの心の問題、医師の確保、低体重児の割合低下や虐待防止への取組みへの強化があげられています。</p>	<p>・平成23年6月には柏市自殺対策推進条例が成立し、関係機関団体と共同で自殺予防対策をすすめています。</p> <p>(厚生労働省資料)</p> <p>◆社会的な重要課題となっている親子の健康づくり</p> <p>2001年(平成13年)から10ヵ年の計画で実施されてきた母子保健の国民健康づくり運動である「健やか親子21注)7」は、平成21年度の中間評価で平成26年度まで延長されることになりました。また、平成25年度に最終評価が行われ、平成27年度から子育て関連計画(次世代意育成行動計画、健やか親子、エンゼルプラン等)の足並みがそろうこととなる予定です。次代を担う子どもたちが健やかに育つための環境づくりへの取り組みが、一層求められています。</p>
<p>2 課題の整理と方向性</p> <p>(1) 総合的な健康づくり推進体制の構築に向けた取り組み</p> <p>市においては、平成21年3月に社会福祉法、健康増進法等を含む柏市地域健康福祉計画を策定、平成22年3月に第4期高齢者いきいきプランを策定し、子どもから高齢者までの生涯を通じた主体的な健康づくりと住み慣れた地域で支え合うためのしくみ(地域包括ケアシステムの構築)を核とした展開を推進しているところです。今後は、市民生活の向上と持続可能な行財政運営を目指し、保健所機能及びウエルネス柏の総合保健医療福祉施設としての機能を活用した総合的・計画的な健康づくり施策による実効性が求められています。</p> <p>(2) 健やか親子21注)7の効果的な推進</p> <p>市では、平成22年3月「柏市次世代育成計画後期行動計画」を策定し、子育て支援部門と保健所が連携し、地域ぐるみの子育て支援策を推進しています。育児不安の増加、若年妊婦の増加、低体重児の出生、虐待相談の増加など、子どもの健康を取り巻く多様な困難事例が地域に山積しており、その対応に追われている現状があります。思春期からの「いのちの大切さ」の教育と妊娠期並びに産後早期からのリスク要因を的確に把握し、家庭の養育力を高めるとともに虐待の未然防止を図り、時期を逸することなく子育て家庭を早期・一貫して支援する母子保健機能を整備することが求められています。</p>	<p>2 課題の整理と方向性</p> <p>(1) 総合的な健康づくり推進体制の構築に向けた取り組み</p> <p>市においては、平成21年3月に社会福祉法、健康増進法等を含む柏市地域健康福祉計画を策定、平成22年3月に第4期高齢者いきいきプランを策定し、子どもから高齢者までの生涯を通じた主体的な健康づくりと住み慣れた地域で支え合うためのしくみ(地域包括ケアシステムの構築)を核とした展開を推進しているところです。今後は、市民生活の向上と持続可能な行財政運営を目指し、保健所機能及びウエルネス柏の総合保健医療福祉施設としての機能を活用した総合的・計画的な健康づくり施策による実効性が求められています。</p> <p>また、平成25年4月に「柏市健康増進計画」を策定し、市民の主体的な健康づくりの推進を行っていきます。</p> <p>(2) 健やか親子21の効果的な推進</p> <p>市では、平成22年3月「柏市次世代育成計画後期行動計画」を策定し、子育て支援部門と保健所が連携し、地域ぐるみの子育て支援策を推進しています。また、平成23年度には、子育て家庭を早期・一貫して支援する体制整備のため、母子保健ガイドラインを策定しました。今後も、妊娠期や産後早期のリスクを的確に支援するとともに、家庭の養育力を高め、虐待の未然防止や子どもたちが健やかに育つことのできる環境を確保できるよう、母子保健機能の体制整備が求められています。</p>
<p>3 具体的な方策</p> <p>◆ 健康増進計画を策定します。</p> <p>(1) 健康課題と目標値の設定</p> <p>市民の健康水準の現状を分析評価し、課題を明確にした上で、健康政策の優先順位と目標を市民参加を得ながら設定していきます。</p> <p>【活動指標：平成23年度に調査・研究を行い、平成24年度に策定します。】</p> <p>(2) 総合的な健康づくり推進体制の整備</p>	<p>3 具体的な方策</p> <p>◆ 柏市健康増進計画の進行管理を行います。</p> <p>基本目標：「健康寿命の延伸」「生活習慣病の発症予防及び重症化予防の徹底」に向けて、健康づくり・疾病予防を積極的に推進していきます。</p> <p>(1) 市民の健康増進を目指す事業の実施</p> <p>「行政」「地域」「企業」等の組織が連携・協働し、地域ウォークの推進、栄養改善事業(適切な食生活の推進)、タバコ対策などを実施していきます。</p> <p>【活動指標：各事業を年1回以上実施します。】</p> <p>(2) 総合的な健康づくり推進体制の整備</p>

<p>健康増進計画を指針に、その計画の実効性を担保できる組織体制にします。</p> <p>【活動指標：平成24年度の健康増進計画策定後、以降、組織体制を見直します。】</p> <p>◆ 母子保健ガイドラインを作成し、妊娠・出産から子どもたちの健やかな成長・発達まで、一貫した母子保健サービスが受けられることができるような支援機能を整備します。</p> <p>【活動指標：平成23年度に作成します。】</p>	<p><u>効果的な啓発等を行っていきます。(柏市ホームページ、ツイッター等の活用、啓発リーフレット、ポスターの作成など)</u></p> <p><u>また、関係機関との連携を強化します。(地域職域連携協議会、柏市医師会、柏歯科医師会、柏市薬剤師会、柏市民健康づくり推進員協議会など)</u></p> <p>【活動指標：平成26年度から、地域職域連携協議会を開催します。その他は、随時取り組みます。】</p> <p>(3) <u>がん対策の実施</u></p> <p><u>柏市のがん対策基本条例(平成23年3月制定)を受け、がん対策検討会議を設置し、がん対策について具体的に取り組むことになりました。</u></p> <p><u>柏市では以下の視点からがん対策について取り組んでいきます。</u></p> <p><u>①がんの予防と啓発 ②検診・早期発見 ③治療から緩和ケアまで ④地域相互支援</u> について、関係部署と連携を図りながら推進していきます。</p> <p>【活動指標：がん検診の受診率向上を図ります。その他は随時取り組みます】</p> <p>◆ <u>妊娠・出産から子どもたちの健やかな成長・発達まで、一貫した母子保健サービスを受けられることができるような支援機能を整備します。</u></p> <p><u>親の不安を和らげ、子どもたちの健やかな成長を支援するために各種母子保健事業を実施します。</u></p> <p>【活動指標：予算などを見極め実施します。】</p>
<p>4 関連事業及び対策</p> <p>・健康増進事業・栄養改善事業・成人保健事業・がん対策・歯科保健事業・母子保健事業・保健栄養事業及び栄養相談・思春期保健事業・精神保健福祉事業・感染症予防事業</p> <p>【地域健康づくり課・成人健診課・保健予防課】</p>	<p>4 関連事業及び対策</p> <p><u>・健康増進事業・栄養改善事業・成人保健事業・歯科保健事業・母子保健事業・保健栄養事業及び栄養相談・思春期保健事業【地域健康づくり課】</u></p> <p><u>・精神保健福祉事業・感染症予防事業【保健予防課】</u></p> <p><u>・がん対策【地域健康づくり課・成人健診課・総務企画課】</u></p>
<p>施策2 病気になったとしても安心して地域で暮らしていくために</p> <p>1 背景</p> <p>◆今後、一層求められる地域との連携</p> <p>・がんが我が国の死亡原因の第一位である状況を踏まえ、がん対策基本法が平成19年4月に施行、同年6月にがん対策推進基本計画が策定され、平成23年度までの5年間を対象として、①「がんによる死亡者の減少(がんの年齢調整死亡率(75歳未満)の20%減少)」、②「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」の2点を掲げ、国民の立場に立った総合的かつ計画的な対策を推進をしています。</p> <p>・難病対策については、難病対策要綱に基づき、難治性疾患克服研究事業において130疾患、特定疾患治療研究事業は56疾患を対象とし、都道府県が指定した「難病相談・支援センター」と連携しながら、相談支援を実施しています。</p> <p>・精神保健医療福祉施策は、平成16年に厚生労働省から示された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に基づき、「入院医療中心から地域生活中心へ」を目指し関係施策を推進しています。平成18年4月に施行された障害者自立支援法では、障害の種別にかかわらずサービスを利用できるとともに、市町村が責任をも</p>	<p>施策2 病気になったとしても安心して地域で暮らしていくために</p> <p>1 背景</p> <p>◆今後、一層求められる地域との連携</p> <p>・がんが我が国の死亡原因の第一位である状況を踏まえ、がん対策基本法が平成19年4月に施行、同年6月にがん対策推進基本計画が策定され、<u>がん対策が進められてきました。新たに、平成24年度から28年度までの5年間を対象とした計画が策定され、「がん患者を含む国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんを負けることのない社会」を目指し国民の立場に立った総合的かつ計画的な対策を推進をしています。(再掲)</u></p> <p>・難病対策については、難病対策要綱に基づき、難治性疾患克服研究事業において130疾患、特定疾患治療研究事業においては56疾患を対象とし、都道府県が指定した「難病相談・支援センター」と連携しながら、相談支援を実施しています。</p> <p>・<u>精神保健医療福祉の改革ビジョンにおいて、平成16年から「入院医療中心から地域生活中心へ」転換する改革を10年間にわたって進めることとなりました。平成21年9月の中間見直しにおいて、後期5</u></p>

<p>って一元的にサービスを提供する枠組みが規定され、精神障害者を地域で支える仕組みづくりが進んできています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者福祉と社会復帰対策の推進に加え、ストレス対策を含むこころの健康づくり対策の推進が精神保健福祉行政の大きな課題となっています。昨今の自殺者急増に伴い、平成18年に自殺対策基本法が成立し、さらに平成19年の自殺対策大綱において、実行性のある自殺対策を推進していくための基本的方針が示されています。保健所は精神保健福祉行政の中心的な実施機関とされており、福祉部門と連携した自殺対策の総合的な推進体制が期待されています。 このように、疾病やこころの健康や地域からの孤立化によっておこる諸問題への個別対応のみならず、医療制度改革をはじめとする様々な社会保障制度の変革の受け皿となる地域ケア体制との連携が重要になってきています。 「誰もが健康で活力ある生活を送る」ために、疾病や障害があっても限られた社会資源を有効に活用しながら継ぎ目のない支援を受けることができるよう、保健医療福祉分野の各主体が繋ぎ合い、市民及び地域の自立性を支援することが求められています。 	<p><u>カ年の重点施策の中で①精神保健医療体系の再構築②精神医療の質向上③地域生活支援体制の強化④普及啓発の重点項目が挙げられ、ベッド削減と入院期間の短縮化を促進した地域ケアへの重要性が求められてきています。こうした動きを踏まえ保健所は保健・福祉・介護・生活支援・就労支援のサービス等と協働しつつ、総合的に必要な医療を受けられる体制整備を推進していく必要があります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>医療改革の中では平成20年度の患者調査において、精神疾患の患者数が323万人となり、医療計画に記載すべき「4疾病」（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病）のいずれの疾病患者数よりも多くなったことを受け、平成23年7月、精神疾患を加え「5大疾病」として医療政策を行うこととなりました。</u> 疾病やこころの健康、地域からの孤立化によっておこる諸問題への個別対応のみならず、医療制度改革や<u>社会保障・税一体改革大綱</u>をはじめとする様々な社会保障制度の変革の受け皿となる<u>在宅医療並びに</u>地域ケア体制との連携が重要になってきています。 「誰もが健康で活力ある生活を送る」ために、疾病や障害があっても限られた社会資源を有効に活用しながら継ぎ目のない支援を受けることができるよう、保健医療福祉分野の各主体が繋ぎ合い、市民及び地域の自立性を支援することが求められています。 <u>柏市では平成26年度に第3期地域健康福祉計画を策定する予定となっています。当計画では、役割分担を明確にし、地域活動が円滑に推進できるシステムを目指しています。</u>
<p>2 課題の整理と方向性</p> <p>総合保健医療福祉機能（総合相談機能、地域包括ケアシステムとの連携）を生かした保健所の運営、精神疾患患者や難病患者など、地域で療養する患者の生活の質（QOL）の向上や家族の介護負担を軽減するためには、医療体制の充実や在宅療養のための資源と仕組みの充実はもちろんのこと、患者会、ボランティアやNPO等、市民の立場で支えあうことができる地域の資源の育成、開発が求められています。</p> <p>市では、「ウェルネス柏」に、総合相談支援、地域包括ケアシステムの創造拠点、子ども発達支援センターの機能を持たせ、地域健康福祉計画、第4期高齢者いきいきプラン、ノーマライゼーションかしわプラン等に基づき、「住み慣れた地域で支え合うこと」のしくみである地域包括ケアシステムの構築を目指しています。</p> <p>保健所開設を機に取り組んだ、がん対策及び発達障害児支援体制整備、また精神保健相談では、「ウェルネス柏」における総合相談機能を生かした、切れ目のないサービス提供に取り組んでいるところです。今後においても保健所機能と併せた総合相談支援体制や地域包括ケアシステムと協働した取り組みが期待されています。</p>	<p>2 課題の整理と方向性</p> <p>総合保健医療福祉機能（総合相談機能、地域包括ケアシステムとの連携）を生かした保健所の運営、精神疾患患者や難病患者など、地域で療養する患者の生活の質（QOL）の向上や家族の介護負担を軽減するためには、医療体制の充実や在宅療養のための資源と仕組みの充実はもちろんのこと、患者会、ボランティアやNPO等、市民の立場で支えあうことができる地域の資源の育成、開発が求められています。</p> <p>市では、「ウェルネス柏」に、総合相談支援、地域包括ケアシステムの創造拠点、子ども発達支援センターの機能を持たせ、地域健康福祉計画、高齢者いきいきプラン²¹等に基づき、「住み慣れた地域で支え合うこと」のしくみである地域包括ケアシステムの構築を目指しています。</p> <p>保健所開設を機に取り組んだ、がん対策及び発達障害児支援体制整備、また精神保健相談では、「ウェルネス柏」における総合相談機能を生かした、切れ目のないサービス提供に取り組んでいるところです。今後とも保健所機能と併せた総合相談支援体制や地域包括ケアシステムと協働した取り組みが期待されています。</p> <p><u>平成26年度策定予定の第3期地域健康福祉計画と整合性を図り、相談しやすく、健やかに暮らせる地域づくりが必要となっています。</u></p>
<p>3 具体的な方策</p> <p>◆「ウェルネス柏」の総合保健医療福祉施設の機能を生かします。</p> <p>「ウェルネス柏」内の各部署において、医療機関や患者会、ボランティアやNPO等の育成・支援をともに行い、地域の限られた資源を共有できるようにします。</p> <p>また、事例検討会など、こども発達支援センターや地域包括支援センターの会議に積極的に参加します。</p> <p>さらに、市役所本庁やウェルネス柏内にある情報提供コーナーの活用について検討するなど、市民への効果的な啓発と相談支援のための調査・研究と協働の取り組みを実施します。</p> <p>【活動指標：平成23年度に保健所の相談支援機能に関する調査・研究を行い、平成24年には、相談支</p>	<p>3 具体的な方策</p> <p>◆「ウェルネス柏」の総合保健医療福祉施設の機能を生かします。</p> <p>「ウェルネス柏」内の各部署において、医療機関や患者会、ボランティアやNPO等の育成・支援をともに行い、地域の限られた資源を共有できるようにします。</p> <p>また、事例検討会など、こども発達支援センターや地域包括支援センターの会議に積極的に参加します。</p> <p>さらに、市役所本庁やウェルネス柏内にある情報提供コーナーの活用について検討するなど、市民への効果的な啓発と相談支援のための調査・研究と協働の取り組みを実施します。</p> <p>【活動指標:予算などを見極め実施します。】</p>

<p>援の手引きを作成します。】</p>	<p>◆<u>第3期柏市地域健康福祉計画との連携を図ります。</u> <u>保健福祉部で策定を進めている柏市地域健康福祉計画との連携を図るため、難病相談事業などの相談事業の充実や小児慢性特定疾患治療研究事業を実施します。</u> 【活動指標:平成25年度に調査・研究を行い、平成26年度に実施します。】</p> <p>◆<u>市民のこころのケアに努めます。</u> <u>精神保健相談に的確に対応するため、庁内相談関係部署やNPO、その他機関との連携の強化を図っていくとともに、精神保健福祉法において改正された入院保護者制度については、人権に配慮した適正な運用が図られるよう努めます。</u> 【活動指標:精神保健福祉相談を実施します。】</p> <p>◆ <u>精神疾患への理解を深めるために。</u> <u>柏市でも増大する精神保健相談件数を鑑み、保健福祉部局との連携を強化し、複数の関係部局で精神疾患の予防的取り組みや発症した精神障害者に対して多くの課で対応・支援できる庁内体制をつくるとともに、市民への啓発事業を継続し、市民の理解促進と地域体制づくりを促進します。</u> 【活動指標:市職員への普及啓発、市民講座の開催・ボランティア養成講座等を随時実施します。】</p>
<p>4 関連事業及び対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定疾患対策事業，精神保健福祉事業，結核予防事業，感染症予防事業，肝炎治特別促進事業，エイズ予防事業【保健予防課】 ・ 母子保健事業，歯科保健事業，保健栄養事業及び栄養相談，小児慢性特定疾患治療費事業，難病対策【地域健康づくり課】 ・ 成人保健事業，がん検診，保健づくり相談【成人健診課】など 	<p>4 関連事業及び対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉事業，<u>特定疾患治療研究事業</u>【保健予防課】 ・ 母子保健事業，歯科保健事業，保健栄養事業及び栄養相談，小児慢性特定疾患治療<u>研究</u>事業，<u>養育医療給付事業</u>，<u>難病相談事業</u>，<u>不妊に悩む方への特定治療支援事業</u>【地域健康づくり課】